広報

陸さかき

2016 April

4

No.469

平成28年4月

平成28年度予算
『坂城町第5次長期総合計画後期基本計画』がスタート

予算額（一般会計）
60億3,000万円
前年度対比12.7%減
（8億8,000万円減）

平成28年度の坂城町当初予算が、３月定例会で可決されました。

一般会計の歳入歳出総額は60億３，０００万円で、南条小学校建設事業費の予算計上があった前年度と比べて△12・7％、８億８，０００万円の減額となっています。

また、特別会計については、高齢社会に対応するため介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計が増額となりましたが、特別会計全体では１・１％の減額という状況です。

平成28年度は、『第5次長期総合計画後期基本計画』の5か年がスタートし、前年度に策定した『坂城町人口ビジョン』と『坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づき人口減少や少子高齢化、産業構造の革新、環境問題、国際化、情報化への対応を推進するとともに、トータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」構想推進事業、さかきワイナリー形成推進事業、坂城スマートタウン構想推進事業といった重点プロジェクトに取り組み、「人がともに輝くものづくりのまち」の構築を目指します。

予算額集計表

（単位：千円）

区分		28年度 予算額A	28年度 構成比%	27年度 予算額B	27年度 構成比%	比較 A−B＝C	増減率% C／B
一般会計		6,030,000	58.3	6,910,000	61.3	△880,000	△12.7
特別会計		4,315,055	41.7	4,361,698	38.7	△46,643	△1.1
内訳	有線	34,220	0.3	35,128	0.3	△908	△2.6
	住宅資金	2,761	0.0	2,878	0.0	△117	△4.1
	国保	1,856,546	18.0	1,926,098	17.1	△69,552	△3.6
	下水道	820,447	7.9	841,907	7.5	△21,460	△2.5
	介護保険	1,416,241	13.7	1,379,557	12.2	36,684	2.7
	後期高齢者	184,840	1.8	176,130	1.6	8,710	4.9
合計		10,345,055	100.0	11,271,698	100.0	△926,643	△8.2

28年度の主な事業（単位：千円）

総務費　725,624（歳出に占める割合：12.0%）

公共施設等総合管理計画策定業務	6,000
地域づくり活動支援事業補助	3,100
スマートコミュニティ構想事業（太陽光発電ｼｽﾃﾑ設置補助含む）	4,136
トータルメディアコミュニケーション施設整備事業	11,000
ふるさと納税事業	3,172

民生費　1,810,418（30.1%）

臨時福祉給付金給付事業（年金生活者等支援含む）	67,410
介護保険特別会計繰出金事業	194,000
後期高齢者医療保険事業	238,167
福祉医療費サポート資金貸付事業	5,000
介護・訓練等給付事業費（障がい者福祉）	265,650
児童手当事業	240,460
子ども医療給付事業	28,000
南条児童館建設事業	5,424

衛生費　369,972（6.1%）

乳幼児健診・予防接種事業	46,579
健康増進事業（各種健診、食育・健康づくり）	20,429
塵芥処理経費（ごみ収集、葛尾組合負担金ほか）	179,189

農林水産業費　215,494（3.6%）

農業振興費（新規就農者補助、地域営農推進ほか）	35,792
さかきワイナリー形成事業	2,200
農地費（土地改良事業ほか）	26,365
県営かんがい排水事業（六ケ郷用水ほか）	26,158
松くい虫防除対策事業	32,206

労働費　28,223（0.5%）

移住定住・就職支援事業	2,017

商工費　481,127（8.0%）

商工振興費・中小企業対策費	386,578
コトづくりイノベーション補助金	3,000
坂城テクノセンター支援事業	27,500
鉄の展示館事業	7,601

土木費　822,599（13.6%）

町道A01号線道路改良事業	104,688
橋梁修繕事業	89,000
空家活用事業	3,515
花と緑のまちづくり・公園管理事業（びんぐしの里公園整備ほか）	108,745
下水道事業特別会計繰出金	300,000

消防費　231,569（3.8%）

常設消防費（千曲坂城消防組合負担金等）	183,099
非常備消防・消防施設費（消防団、婦人消防隊活動ほか）	48,102

教育費　538,183（8.9%）

児童生徒支援事業	10,941
私立幼稚園補助事業（坂城幼稚園多子世帯補助ほか）	17,728
小学校費・中学校費（小中学校英語指導講師配置ほか）	125,051
坂城小学校プール改修事業	33,000
公民館事業（分館施設整備ほか）	14,147
図書館費（図書購入費・ネットワークシステム事業ほか）	27,696
生涯学習推進事業・保健体育事業	14,151

平成27年度から28年度へ繰り越して行う事業

平成28年度に事業費を繰り越して、情報セキュリティ強化対策事業、さかきワイナリー形成事業、町道A01号線道路改良事業、舗装修繕事業などを行います。

この当初予算の詳しい資料は、町ホームページからダウンロードできますので、ご覧ください。

http://www.town.sakaki.nagano.jp/

目的別歳出予算内訳表（一般会計）

（単位：千円）

区分	28年度 予算額A	28年度 構成比%	27年度 予算額B	27年度 構成比%	比較 A−B=C	増減率% C／B
議会費	91,779	1.5	99,678	1.4	△ 7,899	△ 7.9
総務費	725,624	12.0	687,269	9.9	38,355	5.6
民生費	1,810,418	30.1	1,684,732	24.5	125,686	7.5
衛生費	369,972	6.1	355,229	5.1	14,743	4.2
労働費	28,223	0.5	25,414	0.4	2,809	11.1
農林水産業費	215,494	3.6	163,746	2.4	51,748	31.6
商工費	481,127	8.0	485,395	7.0	△ 4,268	△ 0.9
土木費	822,599	13.6	626,574	9.1	196,025	31.3
消防費	231,569	3.8	216,346	3.1	15,223	7.0
教育費	538,183	8.9	1,814,868	26.3	△ 1,276,685	△ 70.3
公債費	705,012	11.7	740,749	10.7	△ 35,737	△ 4.8
予備費	10,000	0.2	10,000	0.1	0	0.0
合計	6,030,000	100.0	6,910,000	100.0	△ 880,000	△ 12.7

歳入 一般会計

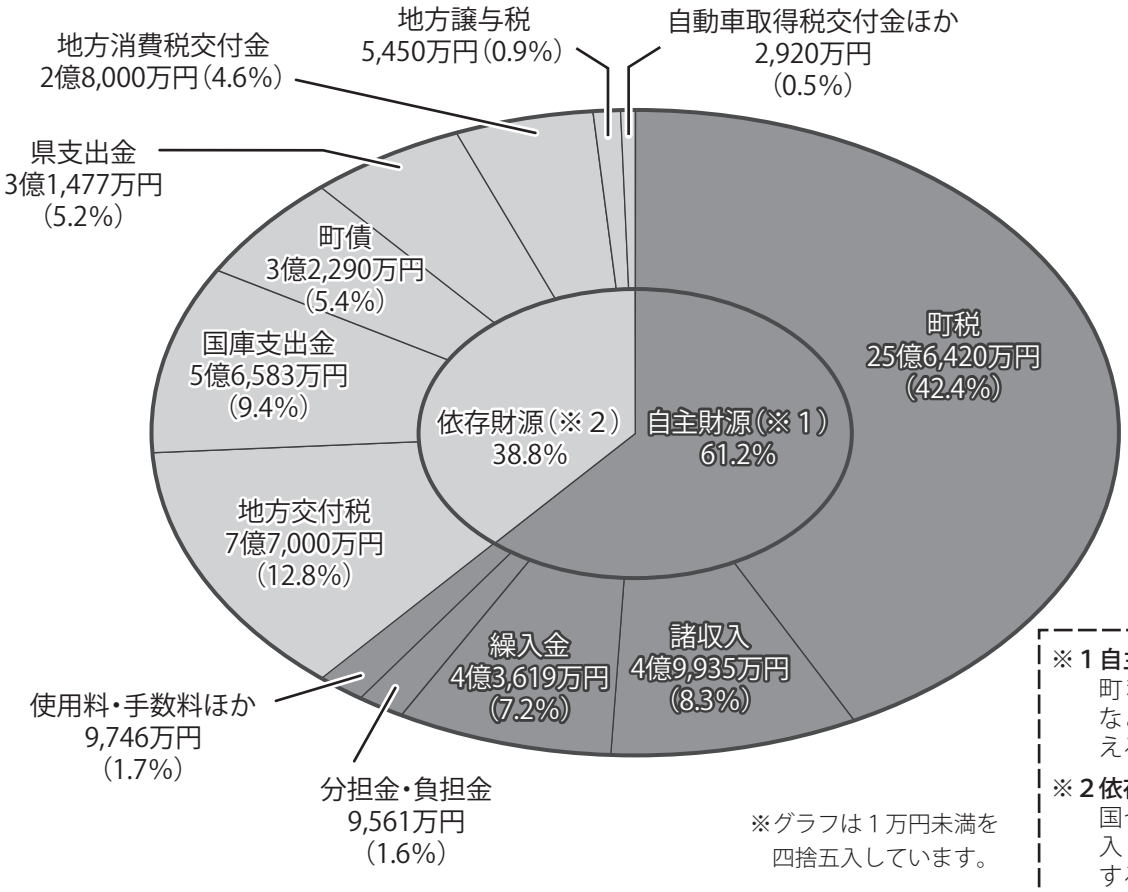

※グラフは１万円未満を四捨五入しています。

※１自主財源
町税や負担金など、自前で賄えるお金。

※２依存財源
国や県など、収入を他に依存するお金。

町税は、堅調な推移を見込み、個人町民税は１・５％、法人町民税は38・９％の増加を見込んでいます。固定資産税は、設備投資の鈍化による償却資産の減少から３・２％の減額を見込んでいますが、町税全体では前年度対比４・７％の増額となる25億６，４２０万円を計上しています。

地方交付税は、税収増を見込む中で、３・８％の減となる７億７千万円を見込んでいます。

また、平成27年度で南条小学校建設事業が完了したことで、国庫支出金については10・９％の減、基金等からの繰入金についても61・６％の大幅な減となっています。

町税をはじめとした自主財源は、全体の61・２％を占めています。

【歳入】自主財源と依存財源内訳表（一般会計）　（単位：千円）

区分		28年度 予算額A	構成比%	27年度 予算額B	構成比%	比較 A−B=C	増減率% C／B
自主財源	町税	2,564,198	42.4	2,448,049	35.4	116,149	4.7
	分担金・負担金	95,605	1.6	102,668	1.5	△ 7,063	△ 6.9
	使用料・手数料	70,658	1.2	80,739	1.2	△ 10,081	△ 12.5
	財産収入	10,804	0.2	11,021	0.2	△ 217	△ 2.0
	寄付金	6,001	0.1	2	0.0	5,999	299,950.0
	繰入金	436,185	7.2	1,137,316	16.5	△ 701,131	△ 61.6
	繰越金	10,000	0.2	10,000	0.1	0	0.0
	諸収入	499,351	8.3	489,600	7.1	9,751	2.0
	小計	3,692,802	61.2	4,279,395	62.0	△ 586,593	△ 13.7
依存財源	地方譲与税	54,500	0.9	56,000	0.8	△ 1,500	△ 2.7
	利子割交付金	1,600	0.0	3,200	0.0	△ 1,600	△ 50.0
	配当割交付金	11,000	0.2	6,500	0.1	4,500	69.2
	株式等譲渡所得割交付金	5,000	0.1	1,000	0.0	4,000	400.0
	地方消費税交付金	280,000	4.6	250,000	3.6	30,000	12.0
	自動車取得税交付金	5,000	0.1	5,000	0.1	0	0.0
	地方特例交付金	5,000	0.1	5,000	0.1	0	0.0
	地方交付税	770,000	12.8	800,000	11.6	△ 30,000	△ 3.8
	交通安全対策特別交付金	1,600	0.0	1,600	0.0	0	0.0
	国庫支出金	565,827	9.4	634,966	9.2	△ 69,139	△ 10.9
	県支出金	314,771	5.2	290,939	4.2	23,832	8.2
	町債	322,900	5.4	576,400	8.3	△ 253,500	△ 44.0
	小計	2,337,198	38.8	2,630,605	38.0	△ 293,407	△ 11.2
合計		6,030,000	100.0	6,910,000	100.0	△ 880,000	△ 12.7

歳出 一般会計

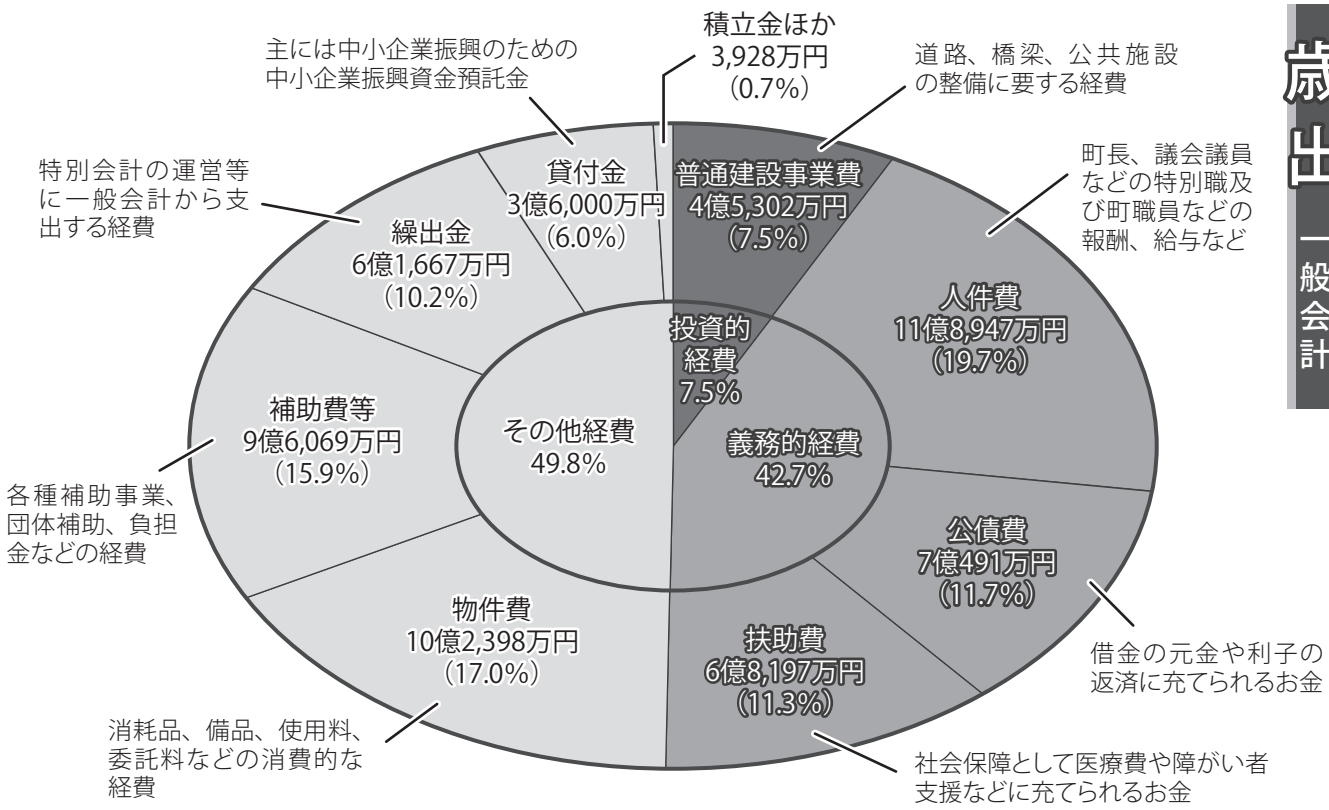

南条小学校建設工事の完了で大幅な減少となる投資的経費では、基幹道路であるA01号線の整備や橋梁の修繕、公共下水道の整備などを引き続き進めます。義務的経費のうち人件費は1・5%、扶助費は福祉関係の給付増などにより2・8%増加しています。

ソフト事業では、喫緊の課題である人口減少に対応するため、空家情報バンク登録物件への移住に際しての片付け費用やリフォーム費用の助成、首都圏などの大学生をターゲットに町内企業の就職情報の発信などの移住・定住施策とともに、新たに農業を始める方への家賃補助や農機具の購入費助成、空き家や空き店舗を活用して新たに商業を始めようとする方などに店舗の改修費などを助成する制度を創設し、産業の振興と雇用の拡大を図ります。

子育て支援施策では、子ども医療費の給付対象を中学生から18歳になる年度末まで拡大するほか、保育園に通う第3子以降の保育料を無料にするとともに、特色ある取組みとして実施している子どもたちへの外国語教育の継続や「教育・心理カウンセラー」などによる一層の細やかな支援体制の充実を図ります。

また、重点事業としては、エネルギーの効率的な利用を目指す「スマートコミュニティ構想事業」や6次産業化への展開を目指す「さかきワイナリー形成事業」などに加え、防災情報などが円滑に伝達できる〝つながる あんしん 坂城町〟の構築を目指す「トータルメディアコミュニケーション施設整備事業」に着手し、将来に目を向けた事業を引き続き推進します。

併せて、障がい者の自立支援、高齢者医療、介護への対応など、多様化する福祉施策にも取り組んでまいります。

【歳出】性質別内訳表（一般会計）

（単位：千円）

区分		28年度 予算額A	28年度 構成比%	27年度 予算額B	27年度 構成比%	比較 A−B=C	増減率% C／B
投資的経費	普通建設事業費	453,020	7.5	1,522,614	22.0	△ 1,069,594	△ 70.2
	災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小計	453,020	7.5	1,522,614	22.0	△ 1,069,594	△ 70.2
義務的経費	人件費	1,189,470	19.7	1,171,822	17.0	17,648	1.5
	扶助費	681,971	11.3	663,535	9.6	18,436	2.8
	公債費	704,912	11.7	740,649	10.7	△ 35,737	△ 4.8
	小計	2,576,353	42.7	2,576,006	37.3	347	0.0
その他経費	物件費	1,023,983	17.0	962,590	14.0	61,393	6.4
	維持補修費	12,857	0.2	9,752	0.1	3,105	31.8
	補助費等	960,687	15.9	866,733	12.6	93,954	10.8
	積立金	16,427	0.3	10,639	0.2	5,788	54.4
	投資・出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	貸付金	360,000	6.0	355,000	5.1	5,000	1.4
	繰出金	616,673	10.2	596,666	8.6	20,007	3.4
	予備費	10,000	0.2	10,000	0.1	0	0.0
	小計	3,000,627	49.8	2,811,380	40.7	189,247	6.7
合計		6,030,000	100.0	6,910,000	100.0	△ 880,000	△ 12.7

坂城町

「第5次長期総合計画後期基本計画」「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました

2月15日（月）、役場講堂において、第3回総合計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会を開催しました。

審議会及び懇話会は、産業、教育・行政機関、金融、労働、言論など各界の皆さんで構成し、短期間で集中的に協議していただき、「坂城町第5次長期総合計画後期基本計画（以下、後期基本計画）」についての答申がされるとともに、「坂城町人口ビジョン（以下、人口ビジョン）」「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略）」が承認されました。

なお、「後期基本計画」は、前期計画5か年の間に変化した町を取り巻く社会情勢や、「人口ビジョン」で示した人口の将来展望へ向かうための計画とし、「総合戦略」は、特に人口減少対策のための施策や、達成目標を盛り込んだ計画として策定しました。

人口減少に歯止めをかけ、快適で住みよい環境を確保するためには、町民の皆さんとの協働が不可欠です。町民の皆さんと一体となって事業推進に取り組んでまいりますので、ご協力いただきますようお願いします。

各計画は、町ホームページでもご覧いただけます。

坂城町人口ビジョン

期間：2060年（平成72年）まで

「人口ビジョン」は、町の人口の現状と課題を分析し、今後、町の目指すべき将来の方向や人口の将来展望を示したもので、「後期基本計画」や「総合戦略」を策定するにあたり、取組みや施策を企画立案する際の基礎資料としたものです。

町では、国勢調査をはじめとする各種統計や町民の皆さんなどを対象としたアンケート調査結果などを基に、人口の現状と課題を整理したうえで独自推計を行い、人口の将来展望を示すとともに、将来推計における目標値の設定をしました。

国の長期ビジョン及び長野県の人口ビジョンにおける合計特殊出生率の目標値を踏まえ、転出超過から転入超過へ転換することで、「人口減少・少子高齢化を抑制しながら2040年に人口1万3千人、2060年において人口1万2千人の維持を目指す」としています。

目標

2040年（平成52年） 人口 1万3千人

2060年（平成72年） 人口 1万2千人

目指すべき方向

- ■ 坂城町で働きたいと思える雇用、就業機会をつくる
- ■ 町民が希望する出産、子育てを実現するための環境をつくる
- ■ 移住定住を促進して新たな人の流れをつくる
- ■ 町民が生涯にわたり住み続けたい地域をつくる

坂城町が目指す人口の将来展望

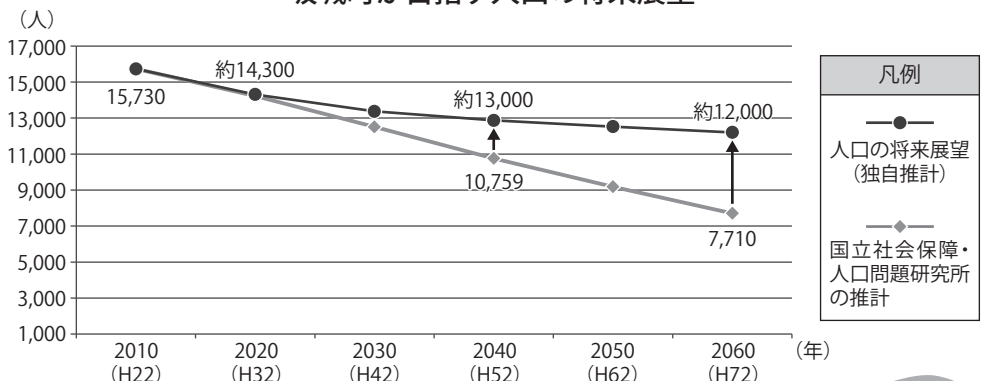

坂城町第５次長期総合計画 後期基本計画

実施期間：2016年度（平成28年度）～2020年度（平成32年度）

町では、平成23年３月に「人がともに輝く ものづくりのまち－共生の明日 自然・人・産業－」を将来像とした「第５次長期総合計画」（目標年次：平成32年度）を策定し、平成27年度までの前期５か年において様々な施策を実施してきました。

この間、町を取り巻く社会情勢の変化も加速化し、グローバル化する産業や経済、文化といったものに人や企業が対応することが求められるようになっています。

また同時に、日本全体で直面している少子化・高齢化や都市部への人口の一極集中化による「人口減少社会」あるいは「地方の衰退化」などの課題が浮き彫りになるなか、それらを解決していくための取組みを講じていく必要があります。

こうした状況を考慮し、平成28年度からの後期５か年に向け、計画の内容を見直すとともに、町として進むべき方向を改めて示しました。策定にあたっては、町内外の有識者で構成された審議会や地区説明会など、広く町民の皆さんなどのご意見をお聞きするなかで進めてまいりました。

明日に向けてものづくりに誇りを持ち、すべての人びとが健康で活きいきと、ともに輝く自律のまちづくりをめざします。

基本構想

町の将来像「人がともに輝く ものづくりのまち」－共生の明日 自然・人・産業－

自然と人の共生

緑豊かな山々、清く流れる千曲川、自然と人が共生するふるさとを舞台に、やすらぎとにぎわい、文化の香る、人が輝きあう快適なまちづくりに取り組みます。

交流と創造

広域、産業間、産学官などの諸々の交流を通じ、国際性と創造性を高め、技術力と地域力が輝く、新たな産業集積と雇用を創出する、ものづくりを誇るまちづくりに挑戦します。

自律と協働

地方自治の理念に沿って、住民と企業、行政が連携し、それぞれの役割を分担し、ともに輝く自律と協働のまちづくりを進めるとともに、未来を拓く人づくりに努めます。

まちづくりの主要課題

- ■ 自律と協働によるまちづくり
- ■ ものづくりへのチャレンジ
- ■ 人口減少、少子化・高齢化への対応
- ■ 環境の変化への取組み
- ■ 国際化への対応と産学官連携
- ■ 明日のまちづくりを担う人材育成

６つの基本目標（施策の大綱）

1. 生活と産業の基盤づくり

均衡のとれた土地利用／道路・交通網の整備／地域の情報化

2. ともに生きる福祉と健康のまちづくり

支え合う地域福祉／きめ細やかな高齢者福祉／次代へつなぐ児童福祉／自立を支援する母子・父子福祉／ふれあう障がい者福祉／健康づくりと保健予防／広域で連携する地域医療

3. 技術を高め、明日を拓くものづくり

多彩な展開を図る農業振興／資源を活かす林業振興／にぎわいを創出する商業振興／新たな分野を開拓する工業振興／人が集まる観光拠点づくり／地域ブランドの創出と農商工連携／ものづくりを支える勤労者福祉

4. 潤いのある快適で安全なまちづくり

河川の保全と有効活用／花と緑のまちづくり／自然保護と環境保全／環境にやさしい景観形成／快適な住環境／循環型社会をめざす環境衛生／公害の未然防止／安全な上水道／下水道の早急な整備／学びあう消費生活／事故ゼロに向けた交通安全／生命を守る消防・防災／地域で進める防犯活動／治山・治水対策／エネルギー対策

5. 創造性と人間性を育むまちづくり

生涯学習の展開／家庭とつなぐ幼児教育／生きる力と感性を育む学校教育／人権教育の推進／環境教育の充実／地域の人材（人財）育成／地域文化の振興／生涯スポーツの振興／青少年を育むまちづくり

6. 自律と協働のまちづくり

住民参画とコミュニティ／男女共同参画のまちづくり／世界を結ぶ国際交流／産学官連携と大学連携／連携を図る広域行政／行財政運営

坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略

実施期間：2015年度（平成27年度）～2019年度（平成31年度）

「総合戦略」は、町の最上位計画である「坂城町第５次長期総合計画」の基本理念や町の将来像、基本目標、施策体系等に準じ、かつ、「人口ビジョン」に掲げた２０６０年における人口の将来展望の実現に向けて、４つの基本目標とその目標値、また主な施策などをまとめ、５か年計画として策定しました。この目標値を基に事業を推進し、進捗状況を把握するとともに、施策・事業の検証・改善を行うことにより、ＰＤＣＡサイクル（※）を実施します。

町の将来像を**「地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町」**とし、「モノづくり」を活かしながら「コトづくり」を展開することで、安定した雇用や多様な就業機会を実現していきます。あわせて、若者、子育て世代、高齢者など様々な町民が、心にゆとりをもって安心して暮らせる環境を形成し、「坂城町に住みたい・住み続けたい」と思える町を目指します。

これらの実現に向けて、４つの基本目標を目標値とともに定め、主な重点プロジェクト事業とともに、基本目標の達成に向けた施策を展開します。

４つの基本目標

1 安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する

項目	現状値	目標値（2019年度）
新規就業者数（製造業関係者）	106人／年	**120人／年**
新規就農者数	2人／年	**25人／5年**

主な施策
(1) 基盤産業としての工業分野の強化
(2) 地域資源を活かした新たな産業創出支援
(3) 地域活性化をめざす新たなサービス創出支援

2 出産、子育て支援を充実して、町内で生まれ育つ子どもたちを増やす

項目	現状値	目標値（2019年度）
合計特殊出生率	1.45	**1.68**

主な施策
(1) 出産、子育ての切れ目のない支援
(2) 一人ひとりの成長を後押しする教育環境の充実

3 町外への流出を抑制して、新たな流入を増加する

項目	現状値	目標値（2019年度）
社会増減（５年間平均）	77.4人減	**36人減に抑制**

主な施策
(1) 町内へのＵ・Ｉターンの促進
(2) 坂城町に対する人々の興味、関心の向上

4 生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域をつくる

項目	現状値	目標値
健康寿命（男）	78.37歳	**長野県平均まで延伸**
健康寿命（女）	82.43歳	**長野県平均まで延伸**

主な施策
(1) 住民自治による自律した地域づくりの促進
(2) 快適な生活を実現する環境整備
(3) 地域間連携による必要な生活機能の確保
(4) 生涯いきいきと暮らすための健康促進

３つの重点プロジェクト

トータルメディアコミュニケーション「つながる あんしん 坂城町」構想推進事業

安心・安全なまちづくりとして、情報伝達の必要性を重視した災害にも強い防災行政無線を導入します。さらに、高齢者の新たな見守りシステムやWi-Fiの導入について検討し、町民が安心して生活できる環境づくりを推進します。

さかきワイナリー形成推進事業

試験圃場の栽培管理を通して、栽培技術の習得、品種特性の把握などを行い、試験醸造によるワインの品質評価を実施する中で、この地域に適したワインの醸造、販売などを通じて醸造用ぶどうの産地化及び６次産業化への発展を推進します。

「坂城スマートタウン」構想推進事業

「坂城スマートタウン」構想の実現に向けて、町全体で創・蓄・省エネルギーに取り組むことにより、エネルギーの最適利用ができる環境づくりを推進します。

※PDCAサイクル…Plan（計画策定）、Do（推進）、Check（点検・評価）、Action（改善）の４つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

◎**問い合わせ先**　【後期基本計画】企画政策課企画調整係　☎82－3111（内線 225）有線 88－1011
【人口ビジョン・総合戦略】企画政策課まち創生推進室　☎82－3111（内線 241）有線 88－1010

鉄の展示館特別展　健さんからの贈りもの vol.2

「高倉健と宮入小左衛門行平の絆」展

昨年、宮入小左衛門行平刀匠の仲介により寄贈された、故高倉健さん遺愛の刀剣類と日本刀専門書籍などを再度、大々的にお披露目します。

鉄の展示館が所蔵する高倉健さん旧蔵刀剣類を中心に、高倉さんがかつて所蔵していた日本刀などを展示し、刀匠との交流、高倉さんの日本刀に寄せる思いが伝わる展示内容です。

本展開催中は宮入小左衛門行平刀匠によるイベントを予定していますので、展覧会にあわせてご参加ください。

堀川國廣　脇差

会　期　4月9日（土）～6月12日（日）
会期中無休

開館時間　午前9時～午後5時
※入館は午後4時30分まで

入館料　500円（400円）
※（　）内は20名以上の団体料金
※小学生以下は無料

イベント

1 健さんが歩いた坂城の道「散策ツアー」

高倉さんが「スイスみたいだね」と語った坂城の散歩道を、宮入小左衛門行平刀匠と一緒に散策します。最終地の宮入鍛刀道場では、健さんお気に入りのお菓子とお茶をご堪能ください。

日　時　5月15日（日）、6月5日（日）
午前10時～正午（受付9時30分～）
参加費　1,000円
定　員　30名
申込み　4月15日（金）から電話にて受付
※定員になり次第締め切ります
コース　鉄の展示館～立町～大門～大宮～新町～宮入鍛刀道場

2 宮入刀匠のギャラリートーク

宮入刀匠が高倉さんの思い出の作品を紹介しながら、展示をご案内します。

日　時　4月17日（日）、5月29日（日）
午前11時～正午
申込み　不要　※鉄の展示館への入館が必要です

◎**問い合わせ先**　鉄の展示館 ☎・有線82－1128

空き家バンク登録物件の片付けやリフォーム費用の一部を補助します

４月から、空き家バンクに登録された物件を対象に、室内にある家財道具などの片付けやリフォーム工事にかかった費用の一部を補助します。**補助を受けるには、必ず事前の申請が必要**となりますのでご注意ください。

補助率	・片付け、リフォーム工事ともにかかった**費用の１／２（上限10万円）** ただし、定住を目的に購入した物件をリフォームする場合は、**上限50万円**
補助対象者	・空き家バンク登録物件の所有者、もしくは空き家バンクを利用して空き家を購入または借りた方
施工業者	・【片付け】坂城町の許可を受けた一般廃棄物処理等の業者 ・【リフォーム工事】坂城町に事業所を有する法人または、住所がある個人事業主
その他	・上記以外にも要件がありますので、**申請をお考えの方は、事前に下記へご相談ください。**

空き家バンクの利用方法

■ **空き家をお持ちの方**（売りたい方・貸したい方）
空き家バンクへ次の２種類の方法により登録してください。登録後、町ホームページなどを通じて、空き家情報を利用希望者へ提供します。
【直接型】当事者の間で契約交渉などの全てを行う方法
【間接型】契約交渉等を（一社）長野県宅地建物取引業協会上小・更埴支部に依頼する方法

■ **空き家を利用したい方**（買いたい方・借りたい方）
空き家バンク利用希望者として登録してください。登録後、契約交渉などを開始することができます。

◎**申請・問い合わせ先**　建設課管理係　☎82－3111（内線175）　有線88－1014

有料道路時間帯割引回数券の対象時間帯を拡大します

町と県が連携し、「三才山トンネル・新和田トンネル・平井寺トンネル・白馬長野有料道路」を通勤・通学・通院などで利用する坂城町民の皆さんを対象に販売している**有料道路時間帯割引回数券の対象時間帯が、４月１日から拡大します。**

対象時間帯	【従前】朝　：午前６時～午前９時 夕方：午後５時～午後８時 ⇨ **【４月１日から】朝　：午前６時～午前10時** **夕方：午後４時～午後９時**
販売価格	・町ホームページをご覧いただくか、下記までお問い合わせください。
購入対象者	・時間帯割引回数券の購入申込日時点で坂城町民である方**（法人は対象外）** ・通勤・通学・通院等で対象となる有料道路を利用される方
販売枚数	・10枚単位で販売（１人につき１回の購入は各有料道路100枚まで）
購入方法	・「有料道路時間帯割引回数券購入申込書」に必要事項を記入し、建設課窓口にて購入（現金払いに限る）してください。（申込書は建設課窓口または町ホームページからダウンロードしていただけます。） ・申込みの際は、以下に記載するご本人であることが確認できるものをご持参ください。なお、代理の方が申込む場合は、購入希望者本人の署名がある申込書と、代理の方の本人確認できるものが必要になります。 **【提示いただくご本人を確認できるもの】** ●１点でよいもの…運転免許証、パスポート、個人番号カード、その他官公署が発行する写真つきの証明書 ●２点必要となるもの…健康保険証、年金手帳又は年金証書、介護保険証、社員証、学生証

既に回数券を購入済みの皆さんへ

回数券には従前の利用時間帯が印字されていますが、**４月１日以降は、お持ちの回数券で朝（午前６時～午前10時）、夕方（午後４時～午後９時）の利用が可能です。**

◎**販売窓口・問い合わせ先**　建設課管理係　☎82－3111（内線175）　有線88－1014

新規就農者支援事業補助金を交付します

町では、地域農業をさらに維持発展させていくため、定年帰農者やU・Ｉターンを含めた新規就農者を確保、育成することを目的に、４月から「新規就農者支援事業補助金」を交付します。

これは、就農してから５年以内の新規就農者や、これから就農を希望している方を対象に、賃貸住宅の住居費や農業機械及び施設などの購入費の一部を助成するものです。詳しくは、下記までお問い合わせください。

補助対象者　・概ね65歳未満で、農業経営開始から５年以内の新規就農者及び新規就農見込みの者
（事前に認定農業者、認定新規就農者の認定資格が必要となります）

●住居助成事業

補助内容　・上記新規就農者などが町内の賃貸住宅（住居のほか附帯施設としての駐車場・倉庫などを含む）に居住する場合の賃貸料を助成

補助率　・賃貸住宅の**月額賃貸料の１／２（月額上限２万円）**
ただし、空き家バンク登録物件を借りる場合は、**月額賃貸料の１／２（月額上限３万円）**

●農機具等購入助成事業

補助内容　・上記新規就農者などの農業機械及び施設などの購入に対し、１回に限り助成

補助率　・単年度で20万円以上の、営農上必要な農業機械及び施設などの**購入費の１／３（上限20万円）**
ただし、１経営体につき１回のみ

◎**申請・問い合わせ先**　産業振興課産業振興係　☎82－3111（内線152）　有線88－1036

坂城町中小企業融資制度資金を改正します

４月１日から、坂城町中小企業融資制度資金の改正が行われます。主な改正点は、以下のとおりです。

●中小企業振興資金の利率を2.5%から2.3%に引下げました

対象資金　・中小企業振興資金（設備資金・運転資金・関連倒産防止資金・工場移転資金・店舗近代化資金・独立開業資金）

●経営安定資金に小規模企業資金（利率1.8%）を新設しました

対象者　・従業員20人（商業またはサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は５人以下）の小規模事業者の方（セーフティネット保証７号該当を除く）

●中小企業振興資金における使途が設備資金の限度額条件（所要額の80%以内）を廃止しました

対象資金　・中小企業振興資金のうち、設備資金、工場移転資金、店舗近代化資金

●中小企業振興資金の既存債務借換え及び、新規の借入額が追加可能となりました

対象者　・経営の安定のため長期の運転資金を必要とする方

内容　・中小企業振興資金（設備資金・運転資金・関連倒産防止資金・工場移転資金・店舗近代化資金・独立開業資金）の既存債務借換え（元金１年以上返済、返済が軽減化されるもの、新規の借入額追加可能、１回に限る）

●経営安定資金、経営安定特別資金の既存債務の借換えに新規の借入額が追加可能となりました

内容　・経営安定資金、経営安定特別資金の既存債務の借換え（元金１年以上返済、返済が軽減化されるもの、新規の借入額追加可能、１回に限る）

※このほか、県の中小企業融資制度資金もご利用いただけます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

◎**問い合わせ先**　・産業振興課商工観光係　☎82－3111（内線154）　有線88－1037
・坂城町商工会　☎・有線82－3351

住みよいまちを目指して

子育て世代・障がいのある方などを支援します

～平成28年度から様々な福祉サービスを拡充～

◎問い合わせ先　【１～５について】福祉健康課福祉係　☎82－3111（内線 132・136）　有線 88－1026・88－1028
【３の幼稚園の保育料について】教育文化課学校教育係　☎82－3111（内線 253）　有線 88－1019

１．子ども福祉医療費の支給範囲を高校生まで拡大します

町では、子育て支援の充実を図るため、中学生までとしていた福祉医療費の支給範囲を、４月から高校生（18歳到達後の年度末）まで拡大します。

福祉医療費の対象年齢及び支給範囲

通院分
入院分
ともに

平成28年３月診療分まで
中学生まで

⇨

平成28年４月診療分から
高校生まで

☆平成12年４月２日～平成13年４月１日生まれ（新高校１年生）の方

・３月末までに新しい受給者証を送付していますので、４月１日以降、医療機関（薬局）で受診される際は、新しい受給者証を保険証と一緒に窓口へ提示してください。

☆平成10年４月２日～平成12年４月１日生まれ（新高校２～３年生）の方

・３月中に送付しました**「坂城町福祉医療費受給資格認定申請書」**に、必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて福祉健康課福祉係へご提出ください。
・申請書をご提出いただいた方には、新しい受給者証を発行します。

※４月中旬になっても申請書や受給者証がお手元に届かない方は、福祉健康課福祉係へご連絡ください。

２．さかき福祉医療費サポート資金貸付制度がスタートします

病気になった際に、早期に適切な医療機関での受診と医療費の家計への負担軽減を図るため、医療費の一部負担金（窓口支払分）に充てる資金を、申請によりあらかじめ貸付する制度を創設しました。

対　象　者	・福祉医療費受給資格対象者［受給者証の交付を受けている方］（子ども（18歳に到達した以降の年度末まで）、障がい者、母子家庭の母子等、父子家庭の父子）
貸付金額	・**9,000円**（１回あたり）
貸付期間	・貸付を受けた日から12か月以内
返済方法	・貸付申請の際に受領委任（停止条件付相殺契約）を町と締結し、福祉医療費給付金を貸付金の返済に充当
再　貸　付	・貸付金の返済が終了後、新たな貸付が可能
利用申請	・**「さかき福祉医療費サポート資金貸付申請書」**に関係書類を添えて、福祉健康課福祉係に申請してください。

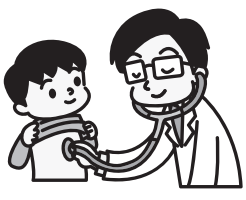

※詳しくは、福祉健康課福祉係へお問い合わせください。

３．第３子以降の保育料を無償にします

町では、少子化が進む中で、子どもを産み、子育てのしやすい町を目指し、４月から第１子、第２子が小学生以上になっても、保育園及び町内私立幼稚園に通う**第３子以降の園児の保育料を無償**とします。

町内保育園の保育料納付のお願い

■保育料は、保育園を運営するための大事な財源です。
■保育料の滞納は、滞納なく納めている保護者の方などに対して公平性に欠け、保育の運営を妨げる要因となります。すべてのお子さんが安心して保育が受けられるよう、必ず期限内に納付をお願いします。
■支払いが困難な場合は、分納によるお支払いなど納付相談もお受けしていますので、福祉健康課福祉係までご相談ください。

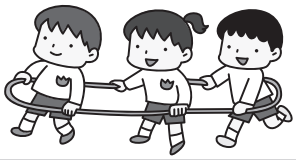

保育料は、滞納しないようにしましょう！

４．「ながの子育て家庭優待パスポート」が県外でも利用可能に

ながの子ども・子育て応援県民会議（会長：長野県知事）と県内市町村では、子育て家庭が買い物などの際にカードを提示すれば、割引など各種サービスを受けられる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を実施しています。

４月から、長野県を含め41道府県（平成28年４月現在）でも、新パスポートカードを提示することで、「全国共通ロゴマーク」掲示店にてサービスを受けられるようになります。

新パスポートへの切替え

全国共通展開に対応した新しいパスポートへ切替えます。

※現在のデザインに、全国共通マークが加わります。

《現在のパスポート》

《新パスポート》

対象のご家庭には、４月上旬までに新パスポートカードをお送りします。お手元に届きましたら、現在のパスポートは、各世帯にて破棄をお願いします。

対象世帯
・年度末年齢18歳（平成10年４月２日生まれ）までの子どもがいる世帯
・母子手帳の交付を受けている妊婦さんがいる世帯**【新規拡大】**

５．重度身体障がい者訪問入浴サービスがスタートします

家族の介護のみでは入浴が困難な重度の身体障がい者を対象に、移動入浴車を利用した居宅での入浴サービスを実施します。

対象者
・町内に居住し、次のいずれにも該当する方
（１）家族の介護を受けても自宅浴槽の入浴が困難な重度身体障がい者の方
（２）主治医が入浴を認めた方

利用者負担
・**1,259円（１回あたり）（町民税非課税世帯、生活保護世帯は 無料 ）**

申請方法
・**「坂城町重度身体障がい者訪問入浴サービス申請書」**に医療機関の診断書を添えて、福祉健康課福祉係へ申請してください。

ワイナリー形成へ向けて

現在町では、ワイナリー形成事業の一環として、担い手と農業支援センターなどと連携しながら、栽培品種の適正試験及び栽培技術の確立を目的とした、試験圃場でのワイン用ぶどうの栽培管理を町内2箇所で行っています。

昨年秋には、苗木定植後3年目を迎えるなか、一定量の収穫が行われ、これまでも栽培技術などの指導を受けてきたサントリーワインインターナショナル（株）に試験醸造を委託し、赤、白各2種類、合わせて4種類の試作品第1号のワインが出来上がりました。

今年2月には、関係者を対象とした懇談・試飲会を開催し、サントリーワインインターナショナル（株）より、ワイン用ぶどう及び試作品のワインの分析結果・品質評価などの解説をいただくなか、参加した皆さんからは高い評価をいただきました。

来年には多くの皆さんに飲んでいただけるよう販売を見込んでおりますので、楽しみにしてください。

今後は、6次産業化に向けた取組みとして、商品開発、ブランド化などを行い、ワイナリー創業への準備を進めていきます。

◎**問い合わせ先**　企画政策課まち創生推進室　☎82－3111（内線 241）　有線 88－1010

第２期　**ものづくり**　から　**コトづくり**　へ

町内の中小企業者またはその企業グループによる新たな「コトづくり」への取組みを応援します！

平成28年度 坂城町 コトづくりイノベーション補助金
～ 事業募集のご案内 ～

町では、これまでの「ものづくり」に、「創られたモノによって人や地域にどのような豊かさや価値が与えられるか」という視点を加えた新たな「コトづくり」への転換を推進し、町内に集積する様々な技術や知識を活かした新たな価値創造による新製品開発などを支援します。

募集期間　**4月18日（月）～5月31日（火）**

補助対象者	**中小企業**	中小企業法で規定する中小企業者で、町内に主たる事業所を有する中小企業者
	企業グループ	・町内に主たる事務局を有し、町内中小企業者が半数以上を占めるグループまたは団体 ・町内中小企業者を代表企業とし、中小企業者、大企業、大学、研究機関などの複数の企業が集まって構成するグループ
補助対象事業		・町内ニーズに対応した新製品開発などに取り組む事業 ・町内資源を活用した新製品開発などに取り組む事業
補助金額・補助率		**限度額100万円で、補助対象経費の２分の１以内**
補助期間		平成28年度内
提出書類		町ホームページからダウンロードしていただくか、産業振興課へご請求ください

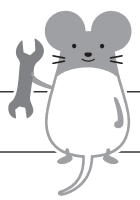

◎**申込・問い合わせ先**　産業振興課商工観光係　☎82－3111（内線 153）　有線 88－1039
Eメール　shoukou@town.sakaki.nagano.jp

高齢者向け給付金が支給されます
（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方への支援をするため、『高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）』が支給されます。

申請・受取方法

【申請方法】

提出書類

「年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）申請書」に必要事項を記入して、郵送または直接窓口へ提出してください。

申請期間

４月15日（金）～８月15日（月）【必着】

【受取方法】

申請書にご記入いただいた指定口座へ入金されます。

※金融機関口座が無いなどの場合はご相談ください。

申請にあたっての留意点

・原則として、申請期間外の申請は受け付けられません。
・申請期間や申請方法は、各市町村により異なります。坂城町以外が申請先となる方は、事前に該当の市区町村にお問い合わせください。
・町県民税の申告をしていない場合、給付金の対象の適否が判定できませんので、所得を必ず申告するようお願いします。

支給を受けるには

支給要件　**下記２つの要件を共に満たす方が対象です。**

①平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象である方（要件を満たしているにも関わらず、給付金を受け取っていない方も含みます。）

※平成27年度臨時福祉給付金の支給要件は平成27年度分の町民税（均等割）が課税されていない方です。

ただし［・課税されている方（他市町村在住の場合も含む。）の扶養親族等になっている場合　・生活保護の受給者である場合　など］は除く。

②平成29年３月31日までに65歳以上になる方（昭和27年４月１日以前に生まれた方）

年金を受給しているか否かに関わらず、２つの支給要件を満たせば支給の対象になります。

支給額　**対象者１人につき　30,000円（１回限り）**

基準日　**平成27年１月１日**
（住民票が坂城町にある方が対象です）

・高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の支給決定がされるまでに、支給対象者がお亡くなりになった場合は、支給の対象外となります。
・一定の住居を持たない方で、いずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日（平成27年１月１日）の翌日以降であっても、坂城町で住民票の手続きを行えば、申請ができます。
・ＤＶ被害者で他の市区町村から住民票を移さずに坂城町にお住まいの方については、坂城町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

申請書　**対象になると思われる方には４月中旬までに「給付金申請書」を送付します。**

◎**申請先及び申請方法について**　福祉健康課福祉係　☎82－3111(内線132･136)　有線 88－1026・88－1028
◎**制度について**　厚生労働省 給付金専用ダイヤル　☎0570－037－192（受付時間：平日 午前９時～午後６時）

「高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」や
「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」、「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

平成28年 坂城町植樹祭

ひと ゆめ みどり
第67回 信濃から 未来へつなぐ 森づくり
全国植樹祭ながの2016

全国植樹祭ながの応援イベント
（承認番号26全植長第75-87号及び26全植長第85-37号）

今年6月5日に長野県を会場として行われる「第67回全国植樹祭」の応援イベントとして、坂城町植樹祭を開催します。森林と緑にふれ、坂城町の魅力を味わってみませんか。大勢の皆さんのご参加をお待ちしています。

開催日　4月24日（日）
会場　網掛地区　びんぐし山（びんぐしの里公園内）
受付　午前9時～9時30分　びんぐしの里公園野外ステージ前芝生広場
植樹作業　午前10時～正午　びんぐし山に赤松、山桜、山ツツジを植えます。
参加費　無料（参加された方には、豚汁・おにぎりのほか、びんぐし湯さん館入湯券を差し上げます。）
交通手段　植樹祭用駐車場または循環バスをご利用ください。
【駐車場】
・村上小学校（受付場所まで徒歩）
・坂城町役場（会場まで送迎バス運行）
【町内循環バス】
・坂城駅、テクノさかき駅経由
募集人数　150名（びんぐし山で植樹をしてみたい方、親子で林業体験をしたい方などなたでも。先着順）
申込期限　4月18日（月）
※詳細は、町ホームページをご覧ください。

春の山火事予防

4月は、野外での作業に適したシーズンに入り、山林への出入りが多くなる時期と重なることもあり、年間の山火事発生件数の半分以上が集中しています。

山火事の原因は、人の不注意などによるものがほとんどです。近年、家の庭先や田畑の周りでのたき火から山林に燃え広がる事例などが多くなっています。社会共通の財産である緑の森林を守るため、山火事予防に心がけましょう。

「松くい虫防除対策」住民説明会 開催

町では、大切な松林の緑と環境を守るため、防災面からの防除対策を強化し、住民の健康への配慮を基本として、次のような対策を複合的、かつ総合的に進めています。

・伐倒駆除
・特別防除（空中散布）
・無人ヘリコプター散布
・空中散布に係る気中濃度・河川水質などの農薬安全確認調査
・樹幹注入
・枯損木処理及び被害木の除去
・県関係機関と連携した治山事業の推進
・樹種転換及びアカマツ植樹の取組み

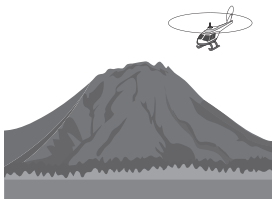

特に、風致地区であり、かつ急峻で伐倒駆除などの人の手で駆除あるいは予防が困難な場所（自在山及び葛尾山風致地区）においては、今年度も空中散布の実施を計画しています。

なお、葛尾山風致地区（苅屋原）では、無人ヘリコプターによる散布も行う予定です。

説明会にご参加ください

松くい虫防除対策に係る実施方法や安全対策についての説明会を開催しますので、ご参加ください。

日時　4月14日（木）　午後7時
会場　役場　講堂（3階）

健康への影響や症状のある方は申出書の提出を

健康への影響や症状のある方は、**「空中散布に関する申出書」**の提出をお願いします。申出書は産業振興課窓口へお申し付けいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

提出先　産業振興課農林整備係
提出期限　5月31日（火）

◎**問い合わせ先**　産業振興課農林整備係
☎82－3111（内線 155）　有線 88－1038　FAX82－3138　Eメール　norin@town.sakaki.nagano.jp

後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に２年ごと見直されます。平成28・29年度の保険料率は、平成26・27年度と比べ、医療費などの増加が見込まれることから、長野県後期高齢者医療広域連合議会２月定例会の議決を受け、次のとおり改正することになりました。

	改正前
均等割額	40,347円
所得割額	8.10%
限度額	570,000円

⇨

改正後
40,907円
8.30%
570,000円

※所得が少ない方の保険料の軽減は継続されます。

この改正は、後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するためのものです。ご理解とご協力をお願いします。

お願い

☆個人番号欄がある申請書・届出書などには、マイナンバーをご記入ください。
☆同じ病気で複数の医療機関を受診することは控える、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用相談、生活習慣病の早期発見のための健康診査の受診など、医療機関における適正受診にご協力ください。

保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。詳しくは下記までお問合せください。

・長野県後期高齢者医療広域連合　☎026－229－5320　〒380－0935 長野市大字中御所79－5 NOSAI長野会館２階
・坂城町役場福祉健康課保険係　☎82－3111（内線133）　有線88－1029

鼠橋マレットゴルフ場がリニューアル

▲鼠橋マレットゴルフ場

市町村振興宝くじの収益金を財源としている、公益財団法人長野県市町村振興協会の地域活動助成事業を活用して、鼠橋マレットゴルフ場がリニューアルされました。

これまで、それぞれ18ホールでご利用いただいていた「ちょうげんぼうコース」と「若あゆコース」を、一部コース替えを行い、連続する36ホールに整備し、コース旗、カップなども新調。また、コースの備品として、掲示板・テント・草刈機も配備され、プレイ環境の充実もなされました。

今回の整備により、２コースのスムーズなホール移動が可能となり、町民の皆さんの気軽な交流の場としても、より一層楽しんでご利用いただけるようになりました。

人権擁護委員さんをご紹介します

法務大臣から委嘱されている町の人権擁護委員は次の６名です。人権に関する悩みなどの相談に応じています。

町の人権擁護委員（敬称略）
・塚田安紀子（南条）
・三橋玲子（南条）
・若麻績節子（中之条）
・田原茂樹（坂城）
・小林直美（坂城）
・小林晴茂（村上）

なお、任期満了に伴い、関口文昭さんは２期６年ご尽力をいただきご退任となりました。新たに、小林晴茂さんが委嘱されています。

また、法務局では、女性や子どもの人権問題について専用電話を設置し、人権擁護委員が中心となって相談を受けています。相談は無料で秘密は堅く守られますのでお気軽にご相談ください。

◎人権問題専用電話
・子どもの人権１１０番
☎０１２０―００７―１１０
・女性の人権ホットライン
☎０５７０―０７０―８１０

お知らせ

4月の税の納期

固定資産税(全期・第1期)
納期限は5月2日(月)

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニなどで納めてください。4月分の口座振替は、5月2日(月)に指定口座から振替をしますので、振替日前日までに残高をご確認ください。

なお、全期前納で口座振替をされている場合、5月2日に振替ができないと、再振替時から自動的に期別納入に変わります。

納付方法や口座の変更を希望される場合は、4月20日(水)までにご連絡ください。

◎連絡・問い合わせ先
総務課収納推進係
☎82―3111(内線142)
有線88―1032

マイナンバーカードの交付時間変更

4月から、マイナンバーカードの交付時間が変更になります。

変更後のカード交付時間

【平日】
午前8時30分～11時10分
午後1時50分～6時30分

【毎月第2・第4土曜日】
午前9時～午後3時

※右記以外の土曜日、及び日曜日、祝日はカードの交付を行いません。

◎問い合わせ先
住民環境課住民係
☎82―3111(内線122)
有線88―1022

果樹栽培の応援団 アグリサポーター大募集

農家の果樹栽培に参加して、育てる喜びと収穫の感動、仲間作りの楽しさを味わってみませんか?個人でもグループでも構いません。多くの方の参加をお待ちしています。

時給 900円
作業時間 午前8時～午後5時
※右記時間帯以外も応相談
作業内容
・りんご(葉摘、摘果、花摘みなど)
・ぶどう(房こき、摘粒など)

◎問い合わせ先
坂城町農業支援センターアグリサポーター事務局(産業振興課内)
☎82―3111(内線152)
有線88―1036

不妊治療医療費を助成します

不妊治療を受けているご夫婦に対し、医療保険が適用されない医療費の一部を助成しています。

平成28年度(28年4月～29年3月)治療分の助成金の申請を4月から受付けます。助成内容や申請方法など詳しくはお問い合わせください。

なお、申請にあたり、医療機関・薬局の領収書の添付が必要になりますので、申請するまでの間、保管をお願いします。

助成金額
保険適用にならない医療費の2分の1で、限度額は1年度10万円

申請期限 平成29年3月末日

◎申請・問い合わせ先
保健センター
☎82―3111(内線512)
有線88―1047

行政処分に対する不服申立て制度が4月から変わります

行政不服審査法が改正され、行政処分に不服がある場合の不服申立て制度が見直されました。

不服申立てをすることができる期間が、原則として60日以内から3か月以内に拡大され、また、不服申立てについて第三者による審査会で審査を行うこととなりました。

不服申立てについては、行政処分の決定通知書にも不服申立てをすることができる期間、不服申立て先が記載されていますので、ご確認ください。

◎問い合わせ先
総務課総務係
☎82―3111(内線213)
有線88―1006

国税専門官採用試験案内

国税局や税務署で働く国税専門官(国家公務員)を募集します。

受験資格
・昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの者
・平成7年4月2日以降生まれで次に掲げる者
(1)大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
(2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度 大学卒業程度

申込方法
・【原則】次のアドレスからインターネット申込み
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

受付期間
4月1日午前9時～13日
・【インターネット申込みができない場合】郵送または持参

提出先 希望する第1次試験地に対応する国税局または沖縄国税事務所

受付期間 4月1日～4日
※4月4日までの消印有効

第1次試験日 5月29日(日)

◎問い合わせ先
関東信越国税局人事第二課試験係
☎048―600―3111

催し

千曲川クリーンキャンペーン

毎年多くのご参加をいただいている千曲川クリーンキャンペーンが今年も開催されます。千曲川の美しい景観を守るため、大勢のご参加をお願いします。

日時 4月17日(日)
午前7時～9時
(受付6時45分～)
※雨天中止

集合場所
・埴科頭首工
・さかき千曲川バラ公園駐車場(河川敷内)
・鼠橋マレットゴルフ場
※どの会場でも参加できます。

持ち物 軍手など

服装 作業のできる服装

◎問い合わせ先
住民環境課環境保全係
☎82―3111(内線125)
有線88―1025

Pick Up Information

平成28年度
千曲市・坂城町手話奉仕員養成講座
受講者募集のご案内

初めて手話を学ぶ方を対象に、聴覚障がい者の生活、福祉制度の理解を深めながら、日常会話に必要な手話の語彙や表現技術を身に付けていただく講座です。多くの方の受講をお待ちしています。

開講日　平成28年５月19日～平成29年２月16日
毎週木曜日　全36回
※日程の詳細は、町ホームページに掲載
時　間　午後７時～９時
場　所　千曲市役所 戸倉庁舎　４階 会議室
内　容　講義及び手話による表現・基本文法など
対象者　手話の習得により地域の聴覚障がい者と関わりをもって活動する意欲のある町内在住または在勤の方（高校生以上）
受講料　テキスト代　3,240円
定　員　20人（多数の場合は抽選となります。）
申込み　４月28日(木)**締切**
★福祉健康課窓口、または、町ホームページからダウンロードした申込用紙に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・FAX・メールで、下記までお申込みください。

◎**申込・問い合わせ先**　福祉健康課福祉係
☎82－3111(内線132・136)　有線88－1026・88－1028
FAX82－3702　メール hukusi@town.sakaki.nagano.jp

第27回文化の館 春の合同茶会

新緑の木漏れ日の中で、日本の伝統的な文化を体験する「文化の館 春の合同茶会」を開催します。当日は、作法についてもやさしく手ほどきしますので、初めての方でも安心してご参加ください。

日時　４月29日(金・祝)　午前10時～午後２時
場所　文化の館　茶室及び野点場
内容　本席…江戸千家　野点席…裏千家
参加費　前売り券　１０００円　当日券　１２００円
※前売り券は、生涯学習係（文化センター内）及び坂城町茶道協会にて取り扱っています。
◎**問い合わせ先**　教育文化課生涯学習係
☎・有線８２―２０６９

第25回長野地区障がい者スポーツ大会

長野地区に居住する障がい者を対象としたスポーツ大会を開催します。

日時　５月28日(土)　午前８時30分～午後２時
場所　長野市営長野運動公園
競技種目
【個人競技】
１００ｍ走、ソフトボール投げ、フライングディスク、マレットゴルフなど
【団体競技】
２００ｍリレー、ゲートボールなど
※その他、レクリエーションやスポーツ教室があります。
申込期限　４月11日(月)
◎**問い合わせ先**　福祉健康課福祉係
☎８２―３１１１(内線１３６)
有線８８―１０２８

講座・教室

キッズスポーツ教室

体を動かすことが好きなキッズ大集合！お友だちと一緒に体育館で軽い運動や、楽しいゲームを通じて仲良くスポーツをしましょう。

日時　平成28年５月11日から平成29年３月８日まで　毎週水曜日（年間30回）　午後４時30時～５時30分
場所　文化センター 体育館
指導者　長野体育指導センター講師
参加費　１５０００円
対象　３～５歳児
定員　30名（３歳児は若干名となります）
申込　４月６日(水)から受付けますので、参加費を添えてお申込みください。
◎**申込・問い合わせ先**　教育文化課生涯学習係
☎・有線８２―６３４９

リトミック教室

歌やリズム遊びを通じて、身体的・感覚的・知的に優れた子どもを育てる楽しい教室です。保護者の方と一緒に参加していただきます。

日時　平成28年５月11日から平成29年２月22日まで　毎週水曜日（年間40回）　午前10時～11時30分
場所　文化センター 大会議室
指導者　中沢敏江さん
参加費　８０００円
対象　１歳半～３歳児とその保護者
定員　20組
申込受付　４月６日(水)から
◎**申込・問い合わせ先**　坂城町公民館
☎・有線８２―６６３７

普通救命講習Ⅰ及びⅡ

成人に対する心肺蘇生法及びＡＥＤ(自動体外式徐細動器)の使用方法などを学びます。

日時　４月23日(土)
・講習Ⅰ　午前８時30時～11時30分
・講習Ⅱ　午前８時30時～午後０時30分
場所　更埴消防署
※詳しくは、お問い合わせください。
◎**申込・問い合わせ先**　坂城消防署
☎・有線８２―０１１９

交番だより

坂城町交番
☎・有線82-2008

交通事故の防止について

2月26日（金）の夕方、中之条の国道で、車同士の衝突による交通死亡事故が発生しました。交通事故は、原因が一つではなく、幾つも重なりあって発生します。その原因の幾つかが排除できれば事故はなくなっていきます。

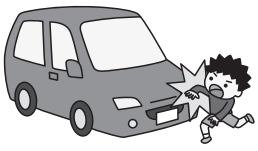

事故を起こさないよう、また事故の犠牲にならないよう、以下のことを実践してください。

・子どもに、道路で危険にならないお手本を見せてください。
・自転車に乗る場合は、自動車の左側通行が原則です。一旦停止場所では必ず停止し、安全確認をしてください。子どもにはヘルメットを着用させてください。
・ドライバーの皆さんは、大きな相手などに気を取られがちですが、小さな相手や物陰などに危険が潜んでいます。早めに危険を察知し、回避できる優しい運転を心掛けましょう。

学校だより

坂城中学校 生徒会長 3年4組 木全 陸

「開かれた坂城中学校」

僕が平成28年度生徒会長になって、早3ヶ月が経過しました。僕は「開かれた坂城中学校」を目標に生徒会活動を運営しています。

開かれた学校とは何か、疑問に思う人もいると思いますが、僕は「見る・聞く・感じ合う」ことだと考えました。

▶あいさつ隊

そのために、新アタリマエ憲章の一つでもある「明るいあいさつ」を大切にしていきたいです。昨年度の先輩方が創り上げてくれたあいさつ隊を引き継ぎ、アタリマエ憲章の定着とともに坂城中学校をあいさつが飛び交う学校にしていきたいです。

さらに、校内放送の番組化を考えています。番組化によって内容の濃い放送にし、互いの情報を共有し合える場の一つにしていきたいです。

この二つを柱にしながら、アタリマエ憲章の定着と開かれた坂城中学校を達成するための活動を考えていきます。

しかし、生徒会役員の力だけでは到底実現することはできません。全校一人ひとりの意見を取り入れ、この学校の伝統を受け継ぎ「開かれた坂城中学校」を創っていきたいです。

食育だより

食育・学校給食センター
☎・有線82―2559

おいしく食べることは健康の基本
～舌の健康に気をつけましょう～

私たちの舌（味覚）は、「食べる」という行為を支える大切な働きをしています。舌に異常が生じると、食べ物の味がわからなくなったり、塩辛い味や濃い味でないと満足できなくなったりして、引いては健康を害することにもつながりかねません。舌の健康を守るために次のことに気をつけましょう。

・料理は薄味を心がける
・よくかんで味わって食べる
・偏食をしない
・外食や加工食品に頼りすぎない
・辛すぎるもの、熱すぎるものは避ける
・亜鉛を含む食品（かき、ほたて貝、するめ、小魚類、卵、凍り豆腐、まいたけ、わかめ、チーズ、ごまなど）を意識してとる
・食べた後はしっかり歯みがきをする
・いつも口が開いていて、鼻でなく、口で呼吸をしていないか気をつける

子育て支援センターだより

── 子育て支援センター　☎・有線82−2291 ──

支援センター デビュー しませんか！

子育て支援センターは、自由遊びや子育てグループ活動で、また親子で楽しめる行事への参加で、多くの皆さんに利用していただいています。

子育てをがんばっているママやパパ、協力者の育ばぁばや育じぃじを応援していきますので、初めての方も気軽にお出かけください。センターの場所は右記の地図をご覧ください。

☆子育て支援センターでは、毎日９時からプレイルームを開放しています。下記の行事にも大いにご参加ください。

４月の行事予定〈時間正確にお集まりください〉

日程	内　　容	時　間
8日(金)	アロマテラピー	午前10時
9日(土)	開館日　親子の会	午前中
12日(火)	お花見散歩（テクノさかき駅前公園） 現地集合　お弁当持参　※雨天中止	午前10時
14日(木)	子育て懇話会（各サークルのリーダーさん）	午前10時
19日(火)	おはなしでてこい	午前10時
	ボランティア懇話会	午後１時
23日(土)	開館日	午前中
28日(木)	身体測定と食育相談　持ち物：母子手帳	午前10時

今月の相談日

※家庭児童相談員の相談日が増えました。

家庭児童相談員	支援センター	火・水・木曜日 午前９時～午後５時（分室訪問時間を除く）	
	分室訪問	南条保育園　火曜日（12日・26日）	午前９時 ～ 午後１時
		坂城保育園　水曜日（20日・27日）	
		村上保育園　木曜日（14日・28日）	

○保育園分室では、育児・子育てのご相談をお受けします。また、保育園栄養士の食育相談（離乳食、幼児食、食べ方についてなど）も行っています。
○どちらも気軽に相談ができますので、希望する方は、支援センターまたは各保育園へお申込みください。

坂城町の育メン紹介！

宮尾　哲哉さん（込山）
りりちゃん（H26.5 生）

牛乳パックの椅子作りに家族で参加しました。ママが椅子の製作をがんばっている間、パパとボール投げをして楽しみました。パパとは土日にしか遊べないので、追いかけっこやかくれんぼなど体を動かして遊ぶことが多いそうです。「元気で、大きく育って！」がパパの願いです。

子育てサークル、親子の会の会員募集中 随時受付けています

子育てサークル（活動時間：午前10時～正午）

○**赤ちゃん小組**…毎週水曜日
なかよしリズムや季節の製作、散歩など親子で楽しんでいます。

○**いっぱい遊ぼうぐりとぐら**…第２・４金曜日
親子の遊びやお散歩、ママのリフレッシュなど、楽しい活動をしています。

○**スコーレ母親教室**…第２火曜
講師を囲み、子育てについてお話や勉強会をしています。お子さん連れの参加も大歓迎。

親子の会（時間：午前９時30分～正午）

○**親子の会**…第４（２）土曜日
子どもの発達などで心配があるので誰かに聞いてほしい、相談をしたいなど、悩んでいる方は気軽に参加してみてください。親同士で気がねなく情報交換をしたり、アドバイスを受けたりできます。年に２回、外部の先生を迎えての勉強会も好評です。子どもたちは遊びで交流をします。（幼児～中学生の親子が対象です）

あそびに来る方へ

開館日・時間
◇平　日　　午前９時～正午・午後２時～４時 30 分
◇第２・第４土曜日　午前９時～正午

センターへの持ち物
水分補給のお茶、おむつ、おしりふき、お手ふき、ティッシュ、着替え、ゴミ袋

当番医（医科・歯科）

4月

3日(日)	とも泌尿器科クリニック	【千曲市磯部】	☎(026)261-5815
	鴇沢眼科	【千曲市屋代】	☎(026)272-0031
	長野寿光会上山田病院歯科室	【千曲市上山田温泉】	☎(026)276-0300
10日(日)	安里医院	【千曲市内川】	☎(026)275-7800
	千曲中央病院	【千曲市杭瀬下】	☎(026)273-1212
	あんず歯科クリニック	【千曲市須坂】	☎(026)214-6654
17日(日)	村上堂大井クリニック	【　網　掛　】	☎81-3131
	かつの耳鼻咽喉科	【千曲市粟佐】	☎(026)274-3387
	千曲中央病院 歯科	【千曲市杭瀬下】	☎(026)273-2130
24日(日)	やまざき医院	【千曲市上徳間】	☎(026)276-2700
	稲荷山医療福祉センター	【千曲市野高場】	☎(026)272-1435
	渡辺歯科医院	【千曲市稲荷山】	☎(026)272-1313
29日(金)	かいぬま耳鼻咽喉科医院	【千曲市内川】	☎(026)275-3341
	千曲中央病院	【千曲市杭瀬下】	☎(026)273-1212
	柳沢歯科医院	【千曲市稲荷山】	☎(026)273-5638

5月

1日(日)	二階堂医院	【千曲市磯部】	☎(026)275-5582
	菅谷東クリニック	【千曲市粟佐】	☎(026)272-0493
	宮坂歯科医院	【千曲市小島】	☎(026)272-0133

診療時間　医科：午前９時～午後５時　歯科：午前９時～正午

※都合により変更になる場合がありますので、当番医を利用される場合は、電話・新聞などでご確認ください。

乳幼児健診

実施場所：保健センター
☎82-3111（内線 511、512）有線 88-1047

健　診	対　象　児	受　付　日　時
４か月児健康診査	平成27年12月生	22日(金)午後１時
７か月児健康相談	平成27年９月生	13日(水)午前９時
10か月児健康相談	平成27年６月生	12日(火)午前９時
１才児健康相談	平成27年２月生～３月生	19日(火)午前９時
１才６か月児健康診査	平成26年８月生～９月生	15日(金)午後１時

粗大ごみの回収

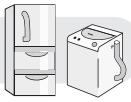

３日(日)、17日(日) 午前８時30分～10時
坂城町役場　北側駐車場

対象品目
①粗大ごみ、家電６品目（有料）
②資源物のサンデーリサイクル
（びん・缶・ペットボトル・プラスチック容器包装・紙類等）
③小型家電の無料回収

２月分の家庭系可燃ごみの前年比（家庭から収集所へ出される量と直接葛尾組合に出される量の合計）

■平成27年２月分　168.80ｔ
■平成28年２月分　180.16ｔ
+11.36ｔ

ごみを減らしましょう！

いろいろな相談

心配ごと相談
11日(月)、20日(水)
午前９時～正午
役場第４会議室（３階）

11日は弁護士、20日は司法書士による法律相談を合わせて開設。法律相談をご希望の場合は、原則前日までに社会福祉協議会【☎・有線 82-2551】へ予約してください。（ただし、当日受付が可能な場合あり）

行政相談
15日(金) 午前９時～正午
役場第５会議室（３階）

年金相談
20日(水) 午前９時～午後４時
役場第３会議室（３階）

相談をご希望の場合は、４月12日（火）までに住民環境課住民係【☎82-3111（内線122）有線88-1022】へお申込みください。

障がい者(児)相談
13日(水)、27日(水)
午後１時30分～４時
役場第５会議室（３階）

社協結婚相談
９日(土)
午前９時～正午
文化センター相談室

広　告　枠

お車のことならなんでも　スバルショップ坂城千曲川
(有)柳沢モータース
『スーパー乗るだけセット』月々定額でお得に新車に乗ろう
立会車検で納得整備・1日車検で便利でお得

お客さまの生活をまもり安心をお届けする　特級代理店
(株)しなの総合保険センター
私達はお客様がより良い保険にご加入されますことを願っています
三井住友海上火災保険㈱新特級代理店
三井住友海上あいおい生命保険㈱代理店

北陸信越運輸局指定工場
エコアクション21 認証登録事業所
エコアクション21 認証・登録番号 0000620

365日24時間受付!
安心ネットワーク
(82) 7043

図書館へ行こう

町立図書館：☎・有線 82－3371　開館時間：午前 10 時～午後６時

町立図書館で働いてみませんか

月に４日～６日、土日に働ける方を募集します。
詳しくは、町立図書館までお問い合わせください。

４月の催し物

☆**おはなし会**　午前 11 時～
　９日（土）２階・集会室、23 日（土）１階・畳スペース

☆**点字・点訳講座**
　５日（火）、19 日（火）午後２時～　講師：山口静枝さん

新着図書

２月には、一般書147冊、児童書87冊が入りました。
町ホームページで新着図書のリストが見られます。

☆**おすすめの本**

真田信繁　幸村と呼ばれた男の真実
（著：平山 優／ KADOKAWA）
大河ドラマ「真田丸」の時代考証を務める著者が、１年２か月にわたって、再度史料を読み込み、前著「真田三代」では書き切れなかった信繁についてまとめた力作。どこまでが史料から証明される事実かが明確に書かれているので、ここまでは真実ここからは創作と大河ドラマをより面白く見ることができる。わかりやすく、信繁の生涯がすっきりと頭に入る。

☆**一般図書**
- しいたけブラザーズ
  日本一のしいたけ栽培に命を懸ける横田三兄弟物語
  （著：藤本美郷／飛鳥新社）
- 新版 孫育ての時間　祖父母に贈るはじめての育孫書
  （編：山縣威日、中山真由美／吉備人出版）

☆**児童図書**
- あしたがすき　釜石「こすもす公園」きぼうの壁画ものがたり
  （文：指田 和　絵：阿部恭子／ポプラ社）
- その道のプロに聞く　生きものの持ちかた
  （著：松橋利光／大和書房）

４月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	**4**	5	6	7	8	9
10	**11**	12	13	14	15	16
17	**18**	19	20	21	22	23
24	**25**	26	27	28	**29**	30

■が休館

有線番組表

４月

《昼・夜の放送》

日にち	番組名	内容／出演
３日（日）	楽しい民話	巫女の岩 込山　岡田由貴子さん
６日（水）	税務署だより	確定申告が間違っていた時 上田税務署
10日（日）	楽しい民話	でいらんぼう 金井　青木典子さん
12日（火）	信号は赤です	交通事故防止 坂城町交番
17日（日）	楽しい民話	笄の渡しと女涙坂 鼠　玉井かつ子さん
20日（水）	こちら119番	林野火災の防止 消防署
21日（木）	川　柳	ＪＡ文芸から 選者　小宮山正雄さん
24日（日）	楽しい民話	とりのみじいさん 旭ヶ丘　中村秀子さん
27日（水）	明るい消費生活	最近の消費生活相談から 北信消費生活センター

定時放送の時間
朝：午前７時　昼：午後０時30分　夜：午後８時

帰宅放送の時間　午後５時 30 分

チャンネル放送番組

操作方法は 9 ・ 4 ・ チャンネル番組
終了するときは 9 ・ 4 ・ 0
チャンネル番組　2 …ＦＭ長野
　　3 …ＮＨＫ・ＦＭ

◎**問い合わせ先**　有線本部
☎82－3111（内線 222）有線 88－1000

まちのうごき

平成28年３月１日現在
※（　）は前月比

世帯数：	6,076世帯	（＋ 2）
人　口：	15,439人	（－38）
男　：	7,599人	（－18）
女　：	7,840人	（－20）

まちの交通事故

平成28年２月中
※累計は１月から
（　）は前年比

件　数：	3件	
累　計：	9件	（＋ 2）
死　者：	1人	
累　計：	1人	（＋ 1）
負傷者：	3人	
累　計：	11人	（± 0）

坂城町消防団新体制

新団長・副団長・分団長を紹介します

小宮山 泉
副団長

長谷川 修
副団長

川島 金治
団長

3月22日(火)、役場講堂で、平成28年度の消防団合同任命式が開かれ、新団長として川島金治さんが町長から任命を受け、また、副団長、分団長、副分団長、班長の皆さんと、新入団員の皆さんが、川島新団長からそれぞれ任命を受けました。本部、各分団新体制のもと、町民の安心・安全な生活を守るため活動していきます。

分団	分団長	担当地区
1	重倉直也	鼠・新地
2	三井佑輔	金井
3	宮下和希	入横尾・泉・町横尾
4	三井　淳	中之条
5	中沢恵太	四ツ屋・御所沢・田町・戌久保
6	宮原　勉	南日名・北日名・和平
7	古沢　剛	横町・立町・込山・旭ヶ丘
8	磯野　真	日名沢・大宮・新町・坂端・苅屋原
9	金子俊一	網掛・小網・月見
10	庄田純一	上五明
11	山岸輝基	上平
ラッパ	関　運平	本部付

※敬称略

くらしのための固定資産税

◎問い合わせ先　総務課税務係
☎82−3111（内線143・144）
有線88−1033・88−1034

平成28年度固定資産税は、平成28年１月１日時点の土地・家屋・償却資産の所有者の方に納めていただきます（年の途中で所有権の移転があっても月割、日割にはなりません）。納税通知書は、４月中旬に発送する予定です。課税明細書をご確認いただき、ご不明な点がございましたら、総務課税務係へお問い合わせください。

固定資産税の納期限
第１期　５月２日(月)
第２期　８月１日(月)
第３期　９月30日(金)
第４期　11月30日(水)

固定資産税課税台帳（名寄帳）の閲覧

４月１日（金）から、所有者ごとその所有する土地・家屋・償却資産が記載されている平成28年度の固定資産税課税台帳を、所有者ご本人、借地･借家人の方などが閲覧できます。閲覧をご希望の方は、総務課税務係窓口で申請してください。

申請に必要なもの
・本人確認書類、印鑑
・借地・借家人の方が申請する場合は、対象となる土地または家屋が明記された賃貸借契約書
・代理の方が申請する場合は、委任状

閲覧手数料　１件　300円
無料閲覧期間　４月１日(金)～５月２日(月)
※上記期間は、手数料がかからず閲覧ができます。（ただし、写しが必要な場合は、コピー代（１枚10円）がかかります。）

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

坂城町の固定資産税の納税者の方は、町内全ての土地・家屋の固定資産税評価額を縦覧することができます。縦覧をご希望の方は、総務課税務係窓口で申請してください。

申請に必要なもの
・納税通知書、本人確認書類、印鑑
・代理の方が申請する場合は、委任状

手数料　無料
※写しの交付はできません
縦覧期間
４月１日(金)～５月２日(月)

「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行　〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
坂城町役場企画政策課
☎ 0268-82-3111　FAX 0268-82-8307
■印　　刷　滝沢印刷合同会社

登録型情報メール配信サービス
さかきまち すぐメール
配信情報
災害・防災情報 / 安心・安全情報 / 町からのお知らせ
登録をご希望の方は、ＱＲコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。　t-sakaki@sg-m.jp
QRコード

この広報紙は再生紙で作られています。